

周辺生活環境配慮事項書

項 目	配慮した内容	備 考
1 日影	建築基準法における日影による中高層の建物の制限を遵守することにより、周辺環境への影響に配慮しました。	
2 高さ	当初計画(平成16年8月31日)において、南棟は11フロアであったが10フロアに変更したこと、西棟は2フロアを取り止めることにより、周辺環境への配慮をしました。	
3 プライバシー	西向き住戸を取り止めること、敷地外周部に植栽を配置することにより、プライバシーに配慮しました。	
4 敷地境界からの 離隔距離	敷地境界と建物までの距離は、地上部において南側は約5,000mm以上、東側は約4,000mm以上、西側は約5,000mm以上、北側は約2,000mm以上確保しました。	
5 景観	文京区景観ガイドラインに基づき落ち着いた色調の外観を採用し、南側前面道路(堀坂)に面し植栽帯を配置し、北西部にも緑地スペースを確保することで、緑豊かな周辺環境への調和に配慮しました。	
6 その他	南側前面道路に沿って約1.5m幅の歩道状空地を設け、周辺住民の通行の安全性に配慮しました。また、計画地西側に提供公園を設置することで、周辺の皆様の憩いの場として、利用できるスペースを確保しました。	